

[事案 2022-305] 既払込保険料返還請求

・令和5年11月22日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年12月に入院したため、同年3月に契約した米国ドル建養老保険および4月に契約した入院保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、契約時に睡眠時無呼吸症候群の告知がなかったことを理由として、契約を解除された。しかし、以下等の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

(1)入院給付金請求後、所定の調査が入り、告知義務違反解除の可能性があったため、募集人に保険料の支払いについて相談したところ、「現状では解除が決まっているわけではない」、「大丈夫」などと言われたことから、年払保険料を支払ったが、その後、契約は解除されたので保険料の支払いは不要であった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人は、保険料の払込みがないと失効が見込まれるため、契約を継続する場合は保険料の払込みが必要な旨を説明したものであり、説明はミスリードではない。
(2)当社が解除の原因となる事実を知った日は令和4年5月であり、申立人が保険料支払の要否を募集人に確認した同年3月もしくは4月時点では、解除は確定していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険料支払時の状況等を把握するため、被保険者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。